

次期岩手県環境基本計画 (素案)

令和2年7月

岩手県

目次

はじめに	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け及び役割	2
3 計画の期間	2
第1章 総論	3
1 現状と課題	3
(1) 環境・経済・社会の複合的課題	3
(2) 気候変動	5
(3) 資源循環	7
(4) 生物多様性の保全と自然との共生	8
(5) 環境リスク	9
(6) 持続可能な社会づくりの担い手育成と協働	11
2 今後の環境施策の展開の基本的な方向	13
(1) 環境・経済・社会の一体的な向上	13
(2) 環境を通じた「持続可能な開発目標」(SDGs)の達成	14
(3) 「温室効果ガス排出量の2050年実質ゼロ」を目指した取組の推進	15
3 本県の環境施策が目指す将来像と施策体系	17
(1) 本県の環境施策が目指す将来像	17
(2) 施策体系	18
第2章 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策	20
1 地域資源の活用による環境と経済の好循環	20
(1) 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築	21
(2) 地域資源を活用した自然共生型産業の振興	22
(3) 都市と農山漁村の連携・交流と広域的なネットワークづくり	24
(4) 豊かな環境づくりに資する科学技術の振興	25
2 自然と共生した持続可能な県土づくり	27
(1) 快適で魅力あるまちづくりの推進	28
(2) 自然と調和した歴史的・文化的環境の保全と活用	29
(3) 環境インフラやグリーンインフラ等を活用した防災・減災	30
3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現	32
(1) 環境にやさしく健康で質の高い生活の推進	33
(2) 森・里・川・海とつながるライフスタイルの充実	34
第3章 環境分野別施策	36

1 気候変動対策	36
(1) 省エネルギー対策の推進	37
(2) 再生可能エネルギーの導入促進	39
(3) 適切な森林整備等の取組による森林吸収源対策の推進	40
(4) 地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応	40
2 循環型地域社会の形成	41
(1) 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用(3R)の推進	42
(2) 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築	44
(3) 廃棄物の適正処理の推進	44
3 生物多様性の保全・自然との共生	45
(1) 生物多様性の保全	46
(2) 自然とのふれあいの促進	48
(3) 森林、農地、海岸の環境保全機能の向上	49
4 環境リスクの管理	51
(1) 大気環境の保全	52
(2) 水環境の保全	52
(3) 土壌環境及び地盤環境の保全	52
(4) 騒音・振動・悪臭対策の推進	53
(5) 化学物質の環境リスク対策の推進	53
(6) 監視・測定体制の強化・充実と公害苦情等への的確な対応	54
(7) 放射性物質による影響の把握等	54
(8) 環境影響評価制度の適切な運用、適正な土地利用の促進	54
(9) 北上川清流化対策の推進	54
5 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進	55
(1) 持続可能な社会づくりに向けた環境学習等の推進	56
(2) 環境に配慮した行動・協働の推進	57
第4章 計画の推進・進行管理	59
1 計画の推進	59
2 計画の進行管理	59
3 指標の設定	59
4 社会経済情勢の変化等を踏まえた目標及び施策の弾力的な対応	60
参考1 施策推進指標一覧	
参考2 「環境教育等行動計画」関連施策一覧	
参考3 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策とSDGsとの関係	
参考4 環境分野別施策とSDGsとの関係	

はじめに

1 計画策定の趣旨

県では、「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」第 11 条の規定により、本県の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 11(1999)年9月に最初の岩手県環境基本計画を策定した。その後、平成 22(2010)年 12 月に第2次計画を策定し、各種施策を推進してきたが、今般、計画の最終年度を迎えることから、この間の社会情勢の変化や環境を取り巻く現状と課題など時代の潮流を見据えながら、新たな「岩手県環境基本計画」を策定するものである。

第2次計画の策定直後の平成 23(2011)年3月に発生した東日本大震災津波は、広範な地域に甚大な影響をもたらした。震災からの復旧・復興に向けて、県では、被災者「一人ひとりの幸福追求権を保障する」ことを、基本方針を貫く原則の一つとして位置付け、復興に向けて今日まで県民一丸となって取り組んできた。

環境分野においても、持続的な発展が可能な社会を構築するため、私たちの暮らし方、社会のあり方を、地球環境への負荷が少ないものへ大きく変革することを目指し、「みんなの力で次代へ引き継ぐいわての「ゆたかさ」」を基本目標として掲げ、県民や NPO、事業者、市町村など県内のあらゆる主体と協働し、施策を展開してきた。

この間、世界では、地球規模の環境の危機を背景として、平成 27(2015)年に、持続可能な開発目標(SDGs)を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」や、温室効果ガスの排出削減に向けた新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されるなど、持続可能で脱炭素な社会の実現に向けて、考え方の大きな転換(パラダイムシフト)が進んでいる。

また、国では、これらの動きに対応する形で、平成 30(2018)年に、「第五次環境基本計画」を策定し、環境・経済・社会の課題が相互に密接に関連していることを踏まえ、それらの統合的向上により、地域資源を最大限活用した自立分散型社会を形成しつつ、地域の特性に応じた資源を補完し支え合う「地域循環共生圏」の実現を提唱した。また、令和元(2019)年には、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を策定し、主要7ヶ国で初めて、最終到達点としての「脱炭素社会」の実現を掲げ、気候変動という喫緊の課題に対応するため、我が国の脱炭素化に向けた大胆な施策に取り組むことを打ち出した。

本県では、県の施策推進の方向性を示す最上位の計画として、平成 31 年3月に「いわて県民計画(2019~2028)」を策定し、「東日本大震災津波の経験に基づき、引き続き復興に取り組みながら、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」を基本目標に掲げ、あらゆる主体が本県の将来像などを共有し、自ら取組を進めていくためのビジョンを示した。

本計画は、こうした国際・国内情勢に的確に対応しながら、本県の多様で優れた環境を持続可能なものとして次世代に引き継いでいくため、長期的な視点に立って、本県が環境分野で目指すビジョンを具体的に示すとともに、計画期間において取り組むべき環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を定めるものである。

2 計画の位置付け及び役割

環境基本計画は、「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」第 11 条に定める本県の環境の保全及び創造に関する基本的な計画である。

また、本計画は、「いわて県民計画(2019~2028)」の推進に関する環境分野の基本的な方向を定める計画としても位置付けられる。

そのため、県の他の計画のうち、専ら環境の保全を目的とするものは、本計画の基本的な方向に沿って策定、推進する。また、県のその他の計画のうち、環境の保全に関する事項を定めるものについては、環境の保全に関しては、本計画の基本的な方向性に沿って策定、推進する。

これらを通じて、環境の保全と創造に関する基本的な計画である環境基本計画と、県の他の計画との間で、環境の保全に関し、相互の連携を図ることにより、本県の環境の保全と創造に向けた施策を総合的かつ計画的に推進する。

なお、本計画のうち、「生物多様性と自然との共生」に関する部分は、「生物多様性基本法」に基づく生物多様性地域戦略として、「持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進」に関する部分は、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づく環境教育等推進行動計画として、それぞれ位置付ける。当該戦略及び計画の実現に向けた施策や事業の実施にあたっては、関係法令の改正や国の計画の見直し等にも的確に対応していく。

3 計画の期間

令和3(2021)年度から令和 12(2030)年度までの 10 年間とする。

第1章 総論

1 現状と課題

(1) 環境・経済・社会の複合的課題

人口減少と 地域課題

本県は、人口減少・少子高齢化の進行、グローバル化の進展、情報通信技術の進歩など社会経済情勢が大きく変化している中で、環境、経済、社会が相互に関わる複合的な課題に直面している。本県の人口は平成9(1997)年以降減少を続け、令和元(2019)年は123万人となり、ピーク時(昭和60(1985)年)の143万人と比べ14%減少している。人口の地域的な偏在や、大都市圏への若年層を中心とする人口の流出、生産年齢人口の減少、高齢化が進行している。こうした人口減少や高齢化は、地域経済の縮小、雇用・労働力の減少、地域コミュニティの機能低下、社会保障費の増加や人口の低密度化による行政コストの増大など、地域の社会システムに深刻な影響を及ぼすことが懸念される。環境分野においても、農林業の担い手の減少は荒廃農地の発生や管理の行き届かない森林の増加につながり、狩猟者の高齢化の進行は鳥獣捕獲業務に支障を生じさせる。こうした地域では、自然に対する人間の働きかけが弱まり、里地里山等の自然環境が変化する。その結果、自然とふれあう機会の減少や防災機能の低下、野生鳥獣の生息域の拡大による農林業被害の発生など、自然と調和した人々の暮らしが失われる懸念がある。

エネルギーと 防災

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災津波は、沿岸の被災地を中心として、県内に大規模かつ長期間にわたる停電とガソリン等の燃料不足をもたらした。私たちは、その経験から、エネルギーの重要性や災害に備えたライフスタイル・ビジネススタイルの見直しの必要性を改めて認識した。今後は、地域の豊富な再生可能エネルギー資源を積極的に活用し、災害時においても地域が一定のエネルギーを賄えるよう、自立・分散型エネルギー供給体制の構築を進めていくことが必要である。また、高度経済成長期前後に整備した社会資本の多くが老朽化している。近年、台風や豪雨など自然災害が激甚化、頻発化しており、ハード整備とソフト対策を効果的に組み合わせた防災・減災対策を推進することにより、県土の一層の強靱化を図る必要がある。

先端技術を活用し た環境課題の解決

一方、海外では、世界人口の増加や新興国の経済成長により、資源・エネルギーの需要が急増しており、これらの将来的な不足が懸念される。資源・エネルギーの輸入価格が高騰すれば、化石燃料のほとんどを海外からの輸入に頼る日本の経済は、大きな影響を受ける可能性がある。1970年代の石油危機以降、官民の努力により大幅に改善した日本のエネルギー効率は、すでに世界的にも最高水準にあると言われており、個々の設備・機器のエネルギー消費性能は相当程度向上している。こうした中で、将来的な資源不足に伴うリスクを回避し、本県経済を持続可能なものにしていくためには、第4次産業革命と呼ばれる人工知能(AI)やモノのインターネット化(IoT)などの最先端技術を活用し、複数の機器を連携さ

せた運用により全体のエネルギー効率を高める取組や、高精度な需要予測を踏まえた生産量や生産時期の最適化などを通じて、更なる省資源・省エネルギーを実現し、資源生産性¹や炭素生産性²を飛躍的に高め、企業の競争力を向上させていく必要がある。

新型コロナウイルス感染症と環境

令和元(2019)年末に中国で発生した新型コロナウイルス感染症は、数か月のうちに世界的大流行(パンデミック)を引き起こし、世界のほぼ全ての地域の社会経済活動に甚大な影響が広がった。海外経済は急速に落ち込み、国内の景気も輸出や鉱工業生産の減少、外出の手控えや営業自粛等による個人消費の悪化が懸念される。感染予防対策としての「3つの密(密閉・密集・密接)」の回避の取組により、日常生活や職場環境が大きく変化している。環境面においても、使用済みマスクや注射針、ガーゼ、リネン類など感染性廃棄物への対応、飲食店等からのテイクアウトの増加による食品の容器、包装材に使用されるプラスチックごみの増加、マスクの着用と熱中症予防の両立などの課題があり、感染予防を踏まえた廃棄物対策や気候変動適応策の推進が必要である。

また、中長期的には、感染防止のためのテレワークの増加や日常生活における移動機会の減少などの新しい生活様式の定着は、温室効果ガス排出量を減少させる可能性がある一方、感染症をめぐる社会・経済問題の深刻化に伴う環境問題への関心の低下は、近年の世界的な気候変動対策の進展を後戻りさせるおそれがある。

世界では、新型コロナウイルス感染症の拡大で落ち込んだ経済を立て直していくため、持続可能な経済復興(グリーンリカバリー)の重要性が指摘されている。これは、経済復興に必要な多額の財政負担を気候変動対策にも役立つ投資に振り向けることを目指している。かつて、平成20(2008)年のリーマンショックの際に、経済活動の落ち込みで減少した世界の二酸化炭素排出量は、その後の経済回復に伴い、大幅に増加した。国際エネルギー機関(IEA)は、今回の新型コロナウイルス感染症に対応するため実施された都市封鎖などの影響により、世界のエネルギー需要は大幅に減少し、令和2(2020)年の二酸化炭素排出量は前年より約8%減少するが、今後の経済回復に伴い、排出量の水準は急激に元に戻る可能性がある³と指摘している。リーマンショック後の二酸化炭素排出量の反動増という失敗を繰り返さずに、持続可能な経済復興を図るためには、住宅・建築物の省エネ化や電気自動車の普及、再生可能エネルギーの導入拡大など、環境と経済・社会を両立させるエネルギー対策への積極的な投資が求められている。

新型コロナウイルスをめぐる問題は、まさに環境・経済・社会の諸課題が複合的に絡み合っている。ポストコロナの世界を見据えた経済・社会的課題への対応もまた、県民の健康や生活環境を守る環境施策を推進する上で重要な課題である。

¹ 資源生産性:GDP/天然資源等投入量であり、より少ない資源でどれだけ大きな豊かさを生み出しているかを総合的に示す指標(環境省「循環型社会形成推進基本計画」(平成30年6月))

² 炭素生産性:GDP/炭素投入量であり、省エネや低炭素電源の利用など、より少ない炭素投入量でどれだけ大きな豊かさを生み出しているかを総合的に示す指標(中央環境審議会地球環境部会「長期低炭素ビジョン」(平成29年3月))

³ IEA(国際エネルギー機関)、「Global energy demand to plunge this year as a result of the biggest shock since the Second World War」,2020

(2) 気候変動

気候変動の影響の大きさ

こうした持続可能な社会経済活動の基盤となる地球環境は、今、大きな危機に直面している。平成 27 (2015) 年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、国際社会全体が、人間の社会経済活動に伴い引き起こされる諸問題を人類共通の喫緊の課題として認識し、協働して解決に取り組んで行くことを決意した、人間、地球及び繁栄のための行動計画である。その具体的な目標として示されている持続可能な開発のための 17 の目標 (SDGs) には、水・衛生、エネルギー、持続可能な都市、持続可能な生産と消費、気候変動、海洋資源、陸域生態系など、地球環境そのものの課題及び地球環境に密接に関わる課題が含まれている。

特に近年、地球温暖化をはじめとした気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生している。気候変動は、生活や産業、生物の多様性など様々な分野に深刻な影響を与え、その範囲は、身近な地域から地球規模までのあらゆる空間、現在世代から将来世代までのあらゆる時間に及ぶ。また、影響の不可逆性が大きく、対策を講じてからも効果が表れるまでに時間を要する。気候変動は、その影響の大きさや深刻さから見て、最も重要な環境問題であり、国内のみならず、世界全体で気候変動対策を進めることは喫緊の課題である。

IPCC 第 5 次評価報告書

平成 26 (2014) 年に公表された気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の第 5 次評価報告書は、気候システムの温暖化は疑う余地がないこと、二酸化炭素累積排出量と世界平均気温の変化量にほぼ比例の関係があることを明らかにした。気候変動対策に関する国際合意として、平成 27 (2015) 年 12 月に採択されたパリ協定は、世界共通の長期目標として、世界全体の平均気温の上昇を産業革命前に比べ 2°C より十分下方に抑えるとともに、1.5°C に抑える努力を追求することを定めた。1.5°C の地球温暖化の影響を明らかにするため、平成 30 (2018) 年に公表された「1.5°C 特別報告書」¹によれば、健康、生計、食料安全保障、水供給、人間の安全保障及び経済成長に対する気候変動のリスクは、1.5°C の地球温暖化において増加し、2°C においては更に増加すると予測されている。また、地球温暖化を 1.5°C に抑えるためには、二酸化炭素排出量を 2050 年前後に正味ゼロにする必要があり、そのためには、エネルギー、土地、都市及びインフラ並びに産業システムにおける急速かつ広範囲に及ぶ移行が必要とされている。

国の現状と課題

国は、平成 28 (2016) 年に策定した地球温暖化対策計画において、パリ協定を踏まえた長期的目標として 2050 年までに温室効果ガス排出量を 80%削減すること、中期目標として 2030 年度に 26%削減することを定めている。また、令和元 (2019) 年に策定した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」において、最終到達点として「脱炭素社会」を掲げ、今世紀後半のできるだけ早期に実現していくことを目指すこととし

¹ 気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 「気候変動の脅威への世界的な対応の強化、持続可能な発展及び貧困撲滅の文脈において工業化以前から 1.5°C の気温上昇に係る影響や関連する地球全体での温室効果ガス排出経路に関する特別報告書」(平成 30 年 10 月)

た。国内の直近5年間(平成26(2014)年度～平成30(2018)年度)の温室効果ガス排出量は連続して減少しており、東日本大震災津波後の節電や省エネの進展、再生可能エネルギーの普及や原発の再稼働などがその主な要因となっている。一方、今後の排出量の増加要因として、新增設が計画されている石炭火力発電所や温室効果の高いフロン類を使用した冷凍空調機器の廃棄の増加等の課題が指摘されている。

本県の現状と課題

本県は、平成23(2011)年度から令和2(2020)年度を計画期間とする岩手県地球温暖化対策実行計画において、温室効果ガス排出抑制等の対策、再生可能エネルギーの導入促進、森林吸収源対策の3本の柱を掲げ、柱ごとの施策の推進方向に基づき取組を進めてきた。このうち、再生可能エネルギーについては、全国トップクラスの高いポテンシャルを生かして、太陽光や風力を中心に順調に導入が進んでおり、森林吸収源対策については、豊富な森林資源を背景に、造林や間伐などの森林整備や、木質バイオマスの利用拡大が図られている。一方、温室効果ガス排出抑制等の対策については、県民、事業者、行政など各主体が連携した取組を推進しているが、東日本大震災津波からの復興需要や経済成長により、温室効果ガス排出量は高い水準で推移している。

気候変動をめぐる新たな潮流

世界の温室効果ガス排出量が記録的な水準に達し、気候変動が一因とされる異常気象や気象災害が世界各地で頻発しており、地球温暖化対策の重要性が一層高まっている。そうした気候変動に対する強い危機感を背景に、令和元(2019)年9月の国連気候行動サミットにおいて、世界の65ヶ国が温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロにすることを表明した。また、パリ協定では、企業や自治体など政府とは異なる組織の行動の重要性が指摘されており、近年、こうしたノン・ステート・アクター(非政府組織)による先進的な気候変動対策が注目を集めている。企業では、自らの事業活動における消費電力を再生可能エネルギー100%の電力で賄うことを目指すRE100宣言の取組や、パリ協定と整合した中長期の削減目標を設定し対策を進めるSBT(Science Based Target:科学的根拠に基づいた排出削減目標)の取組が広がっている。金融では、環境(Environment)・社会(Social)・企業統治(Governance)を重視するESG投資など、企業の環境面への取組を投資の判断材料の一つとして捉える動きが拡大している。自治体においても、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロにすることを目指す動きや、気候変動を人類にとっての非常事態とし、具体的な対策を実施することを宣言する取組が広がっている。

最終到達点としての脱炭素

気象災害、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化などの気候変動による影響は、すでに世界、日本、そして岩手にも表れており、温室効果ガス排出量の削減は喫緊の課題である。世界が「低炭素」から「脱炭素」へ大きく舵を切ろうとしている今、将来予想される気候変動による甚大なりスクを軽減・回避するため、岩手において、長期的かつグローバルな視点で、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を強化することは、パリ協定の目標達成に地域から貢献する観点からも重要である。

(3) 資源循環

世界的な資源需要の拡大

世界では、新興国を中心とした急激な人口増加や経済発展、都市化の進行等により、大量生産・大量消費型の経済社会システムが広がっている。資源需要の長期的な拡大が、資源価格の高騰や資源確保をめぐる国家間紛争の発生を招くことで、我が国においても中長期的に資源制約が強まることが懸念されている。また、資源需要の拡大は、資源の廃棄に伴う環境負荷の増加につながる。世界銀行によれば、世界の廃棄物発生量は、平成 28(2016)年の年間 20 億トンから 2050 年には 34 億トンと 1.7 倍になり、特に、人口増加と経済成長が著しい東南アジア等の新興国で増加すると見込まれており¹、廃棄物問題が一層深刻化するおそれがある。

本県の現状と課題

本県は、青森県との県境で発生した産業廃棄物不法投棄事件等を教訓に、資源循環・廃棄物処理行政に係る総合的な条例として、平成 14(2002)年度に「循環型地域社会の形成に関する条例」を制定し、廃棄物の排出抑制やリサイクルの促進、産業廃棄物処理業者の育成など、循環型地域社会の形成に取り組んできた。資源がどれだけ採取、消費、廃棄され、再び資源として循環しているかを把握する物質フロー指標をみると、平成 25(2013)年度では、資源循環の入り口側の指標である資源生産性は、1トン当たり 17 万 4 千円と、平成 19(2007)年度と比べ 1.2 万円(6%)減少しており、震災からの復興に伴い岩石・砂利や石灰石の採取量が増加した結果、分母となる天然資源等投入量が増加した影響が表れている。また、出口側の指標である最終処分量は、震災による災害廃棄物の増加により、1.7 倍の 37 万トンとなっている。一方、資源の循環利用率²は 25.9%と、災害廃棄物の多くをリサイクルしたことにより、平成 19(2007)年度と比べ 10.4 ポイントの大幅な上昇となっており、災害への対応が資源循環に与える影響は極めて大きい。

廃棄物排出量の将来推計によれば、今後、人口減少により、一般廃棄物の排出総量は減少することが見込まれるが、県民一人1日当たりのごみ排出量は近年横ばいで推移していることから、廃棄物の排出抑制に向けた更なる取組が必要である。また、産業廃棄物の排出量は、県内経済の回復により、震災前よりも多い状況で推移することが見込まれることから、県民、事業者、行政等が一体となって3R(リデュース[発生抑制]、リユース[再利用]、リサイクル[再生利用])に取り組む、廃棄物の発生抑制や資源の循環利用を一層進めることが重要である。また、不法投棄などの不適正処理については、早期発見、早期解決が図られているが、事案は継続して発生しており、県境不法投棄事件のような過ちが繰り返されることのないよう監視体制の強化や排出者及び産業廃棄物処理業者への指導監督の推進が必要である。

海洋プラスチックごみ

廃棄物の増加の影響もまた、身近な地域から地球規模まであらゆる空間に及んでいる。陸域で発生したプラスチックごみが河川を経て海域に流

¹ WORLD BANK GROUP,「What a Waste 2.0 A Global Snapshot of Solid Waste Management to 2050」,2018

² 循環利用率=循環利用量/(天然資源等投入量+資源利用量)であり、社会に投入される資源の全体量のうち、再使用・再生利用された資源が占める割合を表す指標(環境省「循環型社会形成推進基本計画」(平成 30 年6月))

出することで生じる海洋プラスチックごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化を引き起こし、景観や漁業、観光へ悪影響を与えている。SDGsに海洋ごみに関わるゴールが設定されるなど海岸漂着物対策は、持続可能な社会の実現のための重要かつ喫緊の課題となっている。そのため、G20各国は、令和元（2019）年の大阪サミットにおいて、2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」に合意した。国は、今後、多国間及び二国間の枠組みの下で情報共有や国際協力を行い、広域的な取組を進めることとしている。県においても、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、令和元（2019）年12月に「岩手県海岸漂着物対策推進地域計画」を策定した。震災前の姿を取り戻しつつある本県の良い海岸景観や海洋資源を保全し、持続可能な社会を形成するため、多様な主体が連携・協力して、海岸漂着物等の円滑な処理や発生抑制に取り組んでいくことが必要である。

地球規模の 廃棄物問題

廃棄物問題は、もはや地域レベルの問題ではなく、グローバルな課題である。世界銀行によると、現在、世界で排出されている年間20億トンの一般廃棄物のうち、少なくとも33%が適切に処理されていない¹。中国や東南アジア諸国等の新興国では、これまで周辺国から廃棄物や使用済製品などを受け入れてきたが、すでに廃棄物の処理が負担となっており、廃棄物等の輸入規制や環境関連の法整備を進めている。海外需要に依存してきたリサイクルシステムが機能しなくなるおそれがあり、リサイクル技術の開発や国内でのリサイクル需要の拡大が必要となっている。

SDGsの理念が普及するに従い、社会の環境配慮への要請が高まっている。ESG投資を通じた環境関連投資の拡大は、環境配慮の取組をコストとしてではなく、新たな付加価値を生み出すものとして位置付けるよう、企業行動の変革を促している。大量生産・大量消費型の経済活動から、資源投入量や消費量を抑えつつ、あらゆる段階で資源を効率的・循環的に利用し、付加価値の最大化を図る循環型の経済活動²へ移行することにより、環境と経済の好循環を目指す必要がある。

(4) 生物多様性の保全と自然との共生

生物多様性の損失 が与える影響

地球上の多様な生物は、森林、河川・湖沼、サンゴ礁等の生態系の中でそれぞれの役割を担って相互に影響しあい、バランスを維持し、長い年月をかけて地球環境の形成に寄与してきた。生物や生態系は、人間に様々な自然の恵みをもたらし、人間はその生態系サービスを楽しんできた。近年、地球規模での開発や乱獲、自然に対する人間の働きかけの縮小、外来種や化学物質による生態系のかく乱、地球温暖化などの環境の変化による生物多様性の4つの危機が顕在化している³。平成26（2014）年に生物多様性条約事務局が公表した地球規模生物多様性概況第4版では、このまま損失が継続し、生態系がある臨界点

¹ WORLD BANK GROUP, 「What a Waste 2.0 A Global Snapshot of Solid Waste Management to 2050」, 2018

² 経済産業省「循環経済ビジョン2020」(令和2年5月)

³ 生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月)

を超えた場合、生物多様性の劇的な損失とそれに伴う広範な生態系サービスの低下が生じる危険性が高いと指摘されている。

本県の現状と課題

本県は、北海道に次ぐ全国2位の森林面積を有し、「三陸復興国立公園」と「十和田八幡平国立公園」の2つの国立公園が存在するなど、全国に誇れる優れた自然環境に恵まれており、人間と自然との共生が図られ、日常生活の中でも身近に自然にふれあうことができる環境にある。こうした豊かで多様な自然環境の中で、森林生態系の食物連鎖の頂点に立つイヌワシや、早池峰山の固有種であるハヤチネウスユキソウなどの希少野生動植物をはじめ、日本に生息・生育する植物の約3割、哺乳類の約4割、鳥類の約5割が生息・生育している。

一方、本県においても、開発による自然環境の消失や、農山村の過疎化と担い手の減少による荒廃農地の発生や里山の手入れ不足、外来生物の侵入、地球温暖化の影響など、野生動植物と人間との共生関係を含む生物多様性の4つの危機にさらされている。例えば、シカやイノシシなどの野生動物の増加、生息域の拡大により、農林業被害や人身被害が発生している。また、気温の上昇により、高山植物の分布適域の面積縮小や植生変化などが危惧されている。

生物多様性保全の意義

生物の多様性は、飲料水や食料の供給、気候の安定、文化・芸術など様々な恵みを人間にもたらす源泉であるとともに、人間のみならず、すべての生物の生存基盤である。それはまた、食物連鎖や生態系の中の「つながり」と、同じ種であっても少しずつ異なる個体や地域に特有の自然環境などの「個性」から成り立っている¹。長い進化の歴史によりつくり上げられてきた「つながり」と「個性」は、様々な恵みを通じて、人間の「いのち」と「暮らし」を支えている。私たち自身がこの「つながり」と「個性」が織りなす生物多様性の一部であり、それなくして私たちの「いのち」と「暮らし」は一日たりとも成り立たない。私たちは、本県の豊かな自然環境を次の世代に確実に引き継いでいくため、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組を進めていく必要がある。

(5) 環境リスク

公害の歴史と環境行政の出発点

人間の社会経済活動が生み出す様々な排出物や廃棄物が、環境の復元力を超える環境負荷を与えるとき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染など人の健康や生活環境に重大な影響を及ぼす公害を発生させる。昭和の高度経済成長期に工業化や都市化が進み、四大公害に代表されるように、全国各地で大気汚染や水質汚濁が深刻化した。これら公害問題に対応するため、昭和40年代（1960～70年代）に環境法令が整備されるとともに、昭和46（1971）年に環境庁（現環境省）が発足し、本県でも同年に岩手県公害センター（現環境保健研究センター）を設置し、環境保全対策に取り組んできた。

環境は、大気、水、土壌、生物などの総体が良好な状態に保たれることによって、その恵みを私たちにもたらす。人間の生存基盤である大気、水、土壌の汚染・汚濁を防止することは、環境行政

¹ 生物多様性国家戦略 2012-2020（平成24年9月）

の出発点であり、県民の生活環境を保全するため、今後も、関係法令等に基づく対策を着実に推進する必要がある。

国の現状と課題

世界では、急速な経済成長を遂げている途上国で未だ深刻な大気汚染や水質汚濁に直面しているほか、先進国でも化学物質による汚染が発覚するなど常に環境リスクに苛まれている。国内では、現在、大気中の硫黄酸化物¹や窒素酸化物²の濃度は改善の傾向がみられる一方で、広域的な移流の影響があるとされる光化学オキシダント³や微小粒子状物質(PM2.5)⁴への対応など大気環境の課題がある。また、工場や工事現場などから油や有害物質が河川に流れ込む水質事故や、トリクロロエチレン⁵等の有害物質の漏えいによる地下水の汚染が毎年のように確認されている。こうした状況を踏まえ、国は、大気、水質等に係る環境基準の設定や見直しを進めるとともに、環境法令の改正等による規制強化を図っている。

本県の現状と課題

本県の大気環境は、二酸化窒素をはじめとする大気汚染物質の環境基準をおおむね達成しているが、微小粒子状物質などの濃度上昇が時期によっては観測されており、引き続き、大気汚染物質の状況を監視する必要がある。水環境は、公共用水域の水質汚濁の代表的な指標であるBOD⁶(又はCOD⁷)の環境基準をおおむね達成しているが、引き続き、工場排水や生活排水等の汚濁防止対策を進めるとともに、公共用水域や地下水の水質監視を継続していく必要がある。また、人の健康や生態系の保全をより一層図るために、環境中の未規制物質による汚染物質のモニタリングや水生生物の保全に係る環境基準項目の監視を行う必要がある。

ひとたび公害が発生すると、自然環境を元の状態に回復させるには、多くの人々の努力と長い年月が必要となる。北上川は、かつて旧松尾鉱山からのヒ素や鉄を含んだ強酸性の抗廃水が流入したため、著しく黄濁し魚のすめない「死んだ川」と呼ばれたが、昭和57(1982)年の新中和処理施設の本格稼働により清流を取り戻し、「母なる川」として生まれ変わった。しかしながら、この北上川の清流を維持するためには、抗廃水処理を24時間365日休むことなく確実に実施していかなければならない。

私たちは、こうした北上川の清流化対策の歴史を記憶にとどめ、本県の大気、水環境等の質の維持向上を図り、将来にわたり豊かな環境を守り育てていく必要がある。

¹ 硫黄酸化物:石油等の硫黄分を含んだ燃料が燃焼して生じる物質で、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりする。

² 窒素酸化物:石油、ガス等の燃料の燃焼に伴った発生し、人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学オキシダントを生成する物質の一つとなる。

³ 光化学オキシダント:工場や自動車等から排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素類が、太陽の紫外線により光化学反応を起こし生成されるオゾンやPAN(パーオキシアセチルナイトレート)等の酸化性物質の総称

⁴ 微小粒子状物質(PM2.5):大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径2.5マイクロメートル以下のものをいい、肺の奥深くまで入りやすいため、呼吸器疾患やぜんそく等の原因となると考えられている。

⁵ トリクロロエチレン:金属部品の脱脂洗浄などに用いられる有機塩素系溶剤で発がんや神経系への影響が懸念されている。

⁶ BOD:Biochemical Oxygen Demand(生物化学的酸素要求量)の略称で、有機物による水質汚濁の指標のひとつ。河川について水域類型ごとに環境基準値が設定されている。

⁷ COD:Chemical Oxygen Demand(化学的酸素要求量)の略称で、有機物による水質汚濁の指標のひとつ。湖沼や海域について水域類型ごとに環境基準値が設定されている。

環境リスクと私たち

かつての環境汚染は、特定の地域や特定の企業活動によって引き起こされる公害が中心であった。こんにちの環境汚染は、私たちの便利で快適な暮らしを支える大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動から引き起こされるものが多い。例えば、工場や自動車の排出ガス中に含まれる窒素酸化物や炭化水素は、太陽の紫外線により光化学反応を起こし光化学オキシダントが生成される。また、日常生活で発生する生活排水は、湖沼や海域の富栄養化を引き起こし、アオコや赤潮の一因となる。環境汚染を防ぐためには、環境汚染の加害者でもあり被害者でもあり得る私たち一人ひとりが、環境に配慮した持続可能なライフスタイルを選択するとともに、それを促す仕組みを地域全体でつくり上げていくことが必要である。

(6) 持続可能な社会づくりの担い手育成と協働

環境問題の当事者として

気候変動への対応、健全な資源循環、生物多様性の保全をはじめとした環境問題は、人間の社会経済活動と密接に関係している。私たちは、いつでも自分自身が環境問題の原因をつくる加害者となり得ると同時にその被害者にもなる。こうした状況からの脱却を図るためには、私たち一人ひとりがそのことに気づき、何らかの行動を起こしていくことが重要である。

平成 31(2019)年 1月に行った「県の施策に関する県民意識調査」によると、自然に恵まれていると感じている人の割合は 79.4%と、調査項目の中で一番高くなっている。一方、地域の自然環境が守られていると感じている人の割合は 49.2%にとどまっている。県民は、自然の恵みを実感しつつも、地域の自然環境を守るための取組が必ずしも十分に行われていないと感じていることが示唆される。

経済のグローバル化が進み、世界の相互依存が深まる中で、私たちは、自らの社会経済活動を通して、地球温暖化、廃棄物の増加、自然環境や生物多様性の損失など地球規模の課題に関わりを持っている。環境のもたらす恵みを将来世代まで引き継いでいくためには、これらの課題に日々の暮らしを通じて密接に関わっている私たち自身が、その解決のために自ら動き出す必要がある。

持続可能な開発のための教育

平成 25(2013)年のユネスコ総会において、「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するグローバル・アクション・プログラム(GAP)」が採択された。ESD は、地球上で起きている様々な問題が、遠い世界で起きていることではなく、自分の生活に関係しているということを意識付け、身近なところから行動を開始し、実生活や社会の変容へつなげる学習・教育活動である¹。また、国では、平成 28(2016)年に「我が国における『ESDに関するグローバル・アクション・プログラム』実施計画」を策定し、GAPが定める優先行動分野に沿って取組を進めており、令和3(2021)年度に全面実施される新学習指導要領の基盤となる理念として ESD を位置付けている。

¹文部科学省・日本ユネスコ国内委員会「ESD(持続可能な開発のための教育)推進の手引き」(平成 28年3月)

また、SDGsの達成年度である2030年に向けて、ESDの更なる取組を促すため、令和元(2019)年の第74回国連総会において、ESDの行動拡大を求める新たな国際的枠組み「持続可能な開発のための教育:SDGs達成に向けて(ESD for 2030)」の決議が採択された。ESDは、質の高い教育に関するSDGsの達成に不可欠な要素であり、すべての教育段階において、ESDの更なる取組が求められている。

本県の現状と課題

本県では、これまで、環境教育の推進にあたり、「自らが学ぶ」という視点を重視した「環境学習」に取り組んできた。そこでは、県民一人ひとりが、人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、よりよい環境の保全及び創造活動に自ら取り組めるように、体系的に学習を進めることを目指している。今後の環境学習等の取組においては、これまで以上にESDやSDGsとの関連を踏まえたものとしていく必要がある。

私たちの社会経済活動の基盤となる環境が持続可能なものとなるよう、あらゆる主体が自発的に活動することで、行動は協働へと深化し、社会全体の大きな取組に発展する。気候の安定、健全な資源循環、生物多様性などの持続可能な環境を、現在世代のみならず、将来世代の財産として認識し、その価値を棄損することなく守り育み、確実に引き継いでいくことが、今、求められている。

2 今後の環境施策の展開の基本的な方向

(1) 環境・経済・社会の一体的な向上

地域が抱える複合的課題

地域が抱える諸課題は、環境、経済、社会の各側面で密接に関係しており、様々な原因により一つの課題が発生し、逆に、一つの原因から様々な課題が発生するなど、ある種の複合性を有している¹。

例えば、地域経済の低迷という課題を、地域経済循環の観点からみると、①人口や企業数の減少による投資需要の減少、②人口減少による消費の減少、③都市のスポンジ化や中心市街地の空洞化による市街地の商業効率の低下、④労働生産性の低さによる所得分配率の低迷、⑤電気や重油等のエネルギー代金の支払いによる域外への資金流出など、様々な原因により発生していると考えられる。

また、例えば、「都市のスポンジ化」は、①道路や下水道など社会資本の老朽化と維持管理費の増加、②地域コミュニティの機能低下や生活の利便性の低下、③水道事業やバス事業者の経営環境の悪化、④まち並みの連続性や統一感が失われた景観、⑤交通における自動車利用の増加など様々な課題を生み出す原因となる。

環境による経済・社会課題の解決

一方で、気候変動、資源循環、生物多様性などの環境問題は、人間の社会経済活動の総体が原因となって発生することから、環境問題の解決のための取組が、経済・社会の課題解決にも資する。

例えば、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入拡大などの気候変動対策は、エネルギー代金の支払いに伴う域外への資金流出を防ぐだけでなく、省エネ設備・再エネ設備導入に伴う資金需要の拡大、地域内のエネルギー自給率の向上、再生可能エネルギーの域外への販売による外貨の獲得など地域経済の活性化にも資する。

また、公共交通機関の利用促進や都市のコンパクト化は、運輸部門における二酸化炭素排出量の減少につながると同時に、自動車から徒歩や自転車への転換による人々の健康増進、商店街のにぎわい創出や魅力創造による域内消費の増加、インフラの維持管理に係る社会的コストの低減など社会的課題の解決にも資する。

環境・経済・社会の一体的向上

環境・経済・社会の諸課題は相互に関連しており、そうした複合的な課題を解決するにあたっては、健康・余暇、家族・子育て、教育、居住環境・コミュニティ、安全、仕事・収入、歴史・文化、社会基盤、参画といった県の政策分野における関連施策との連携を図り、環境・経済・社会を一体的に向上させるような施策を検討することが必要である。そのため、本計画では、従来分野別の環境施策に加えて、環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策を検討し、特定の施策が複数の異なる課題を一体的に解決するような、相互に関連し合う施策体系を設定する。

¹中央環境審議会「低炭素・資源循環・自然共生政策の統合的アプローチによる社会の構築」（平成 26 年 7 月）

(2) 環境を通じた「持続可能な開発目標」(SDGs)の達成

SDGsと 環境問題

SDGsの17のゴールを見ると、水・衛生、エネルギー、持続可能な生産と消費、気候変動、海洋資源、陸域生態系等のゴールは、特に環境との関わりが深くなっている。17のゴール及びゴールに関連づけられたターゲットは、統合され不可分で、持続可能な開発の三側面、すなわち経済、社会及び環境を調和させるものとされており、一見、環境との関わりが薄いように思われるゴールにも環境が大きく関係するものが見られる¹。

例えば、経済的課題である「雇用」のターゲットでは、「世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10カ年計画枠組に従い、経済成長と環境悪化の分断を図る」と明記されており、資源効率の向上による環境と経済の好循環を実現することが重要とされている。また、社会的課題である「貧困」では、ゴールを達成するためのターゲットの一つとして、「2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に対する暴露や脆弱性を軽減する」と明記されており、気候変動に対する適応施策を進めることが、ゴールの達成に深く関わることを示している。SDGsの各ゴールは、各分野の包括的な目標を示すと同時に、その実現にあたっては、各々の目標の相互関連を通じた分野横断的なアプローチを必要としている。

環境を通じた SDGsの達成

SDGsは、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に一体的に取り組むことにより持続可能な社会を目指すものである。また、SDGsは、一つの行動によって複数の課題を一体的に解決する「マルチベネフィット」を目指しており、環境施策を通じて、経済・社会の諸課題を解決する役割が求められている。環境、経済、社会の課題をバランスが取れ、一体的に解決するというSDGsの考え方は、本計画が目指す方向と同じである。本計画では、各施策とSDGsのゴールを関連づけ、既存の取組や枠組みの中に「持続可能な開発」の視点を組み込んでいくことで、持続可能性を主流化(メインストリーミング)し、各施策が経済・社会的視点から持続可能であるとともに、環境的視点からも持続可能であることを目指す。また、SDGsの基本的な考え方である「5つのP」の一つであるパートナーシップの重要性を踏まえ、県民や各種団体、事業者、市町村など地域社会を構成する多様な主体が参画・協働しながら取り組んでいく。

持続可能性と 幸福

持続可能な開発は、「将来世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発」と定義される。環境は人間の社会経済活動の基盤であり、その環境が地球規模で悪化しつつある現状を踏まえると、この定義に加え、「現在及び将来の世代の人類の繁栄が依存している地球の生命維持システムを保護しつつ、現在の世代の要求を満足させるような開発」と言い換えることもできる²。現在、私たちは、地球規模の健康の脅威、頻繁かつ甚大な自然災害、天然資源の減少、生物多様性の喪失、気候変動など社会経済

¹ 環境省「平成29年版環境白書」

² Griggs, D.et al. (2013) Sustainable development goals for people and planet, Nature, 495: 305-307

活動の基盤となる環境面で大きな課題に直面しており、こうした課題が社会・経済の発展に制約を及ぼしつつある。2030 アジェンダにおいて、持続可能な開発のための不可欠な必要条件とされるあらゆる形態の貧困を撲滅するためには、持続可能な経済・社会の前提条件である環境課題を解決し、現在及び将来の世代の幸福に不可欠な地球の生命維持システムを保護していかなければならない。

環境配慮の視点のない経済・社会活動も、経済・社会的視点のない環境保全も、もはや持続可能ではない。持続可能な開発は、県民の幸福を守り育てようとする「いわて県民計画（2019～2028）」の考え方に相通じるものであり、環境施策を通じて、幸福を次世代に引き継ぎ、持続可能な社会を岩手県から広げていく必要がある。

(3) 「温室効果ガス排出量の 2050 年実質ゼロ」を目指した取組の推進

気候変動と 持続可能性

持続可能な社会の実現に向けて最も重要な課題は、SDGs のゴールの一つである気候変動対策である。2030 年アジェンダにおいて、「気候変動は我々の時代の最大の課題の一つであり、その悪影響はすべての国の持続可能な開発を達成するための能力を根底から覆す」と記載されているように、気候変動対策は、他の SDGs の達成を左右し得る要素¹である。そのため、環境を通じた SDGs の達成に向けて、気候変動以外の SDGs のゴールとの相互関連を踏まえ、他のゴールの達成も考慮した横断的視点で気候変動対策を進めていく必要がある。

2050 年排出量の 実質ゼロ

「1.5℃特別報告書」によれば、地球温暖化が現在の進行速度で進むと、遅くとも今世紀半ばには、パリ協定が努力目標としている 1.5℃に達する可能性が高い。また、現在の各国の削減目標では、気温上昇を2℃には抑えられず、3℃に達するとの指摘もある。一方で、今すぐ行動を起こせば 2030 年までに2℃、更には 1.5℃の水準まで抑えることができる。我が国は、今世紀後半のできるだけ早期に温室効果ガスの排出と吸収の均衡（脱炭素）を目指す取組を進めているが、世界では、より野心的に、2050 年までの脱炭素の実現を目指す動きが広がっている。本県は、将来予想される気候変動による甚大なりスクを回避・軽減するため、世界の脱炭素化に地域から貢献するとの決意の下、脱炭素化に向けた長期的な目標と施策の方向を示していきたい。そのため、本県は、温室効果ガス排出量を 2050 年までに実質ゼロとすることを目指す。それに向けて、2030 年度までに温室効果ガス排出量を約4割削減することとし、本計画に掲げる施策の方向に基づき、岩手県地球温暖化対策実行計画に掲げる各種施策を実施し、目標達成に向けて取り組む。

2050 年実質ゼロ の相乗効果

気候変動と持続可能な開発は密接につながっている。同報告書では、地球温暖化が 1.5℃に抑えられ、他の SDGs の要素との相乗効果をもたらす一体的な解決が図られれば、持続可能な開発に対する気候変動の悪影響は大きく回避されることが示されている。持続可能な開発は、地球温暖化を 1.5℃に抑えることに役立つ社会システム

¹ 環境省「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和元年6月）

の変革を可能にすることも明らかにされている。気候変動対策として温室効果ガス排出量の2050年実質ゼロを目指すことは、本計画が目指す持続可能な社会の実現に寄与するものであり、エネルギー、産業・経済、交通・運輸、まちづくり、農林業など、各分野にわたる施策を総合的に推進していく。

3 本県の環境施策が目指す将来像と施策体系

(1) 本県の環境施策が目指す将来像

本県における様々な環境・経済・社会の課題の現状や、環境をめぐる国内外の動きを踏まえ、本県の環境施策が目指すべき将来像を次のとおり掲げる。

多様で優れた環境と共生する脱炭素で持続可能ないわて

○ 「多様で優れた環境と共生する」

本県の多様で優れた環境を守り、地域資源として最大限に活用しながら、環境保全と私たちの暮らしを両立させる。

そこでは、森・里・川・海のつながりや良好な大気・水環境が維持され、生物の多様性や地域固有の生態系が確保されているとともに、持続可能な利用を通じて自然との共生が図られている。また、バイオマス等の再生可能エネルギーの利用や各種エコツーリズムの推進等により、自然に対する人間の適切な働きかけが行われ、里地里山等に人が戻ることで、自然と調和した人々の暮らしや文化が保全されている。

○ 「脱炭素で」

将来予想される気候変動による甚大なリスクを回避・軽減し、環境を通じて SDGs を達成するため、本県の温室効果ガス排出量を 2050 年までに実質ゼロとすることを目指し、パリ協定の目標達成に地域から貢献する。

そこでは、日常的な省エネルギーの徹底や多様な再生可能エネルギーの最大限の活用などにより、環境への負荷が極限まで低減しているとともに、3R を基調とした事業活動や生活様式が定着した循環型の地域経済社会が構築されている。また、持続可能な経済に資する環境経営や投資活動が一般化し、できるだけ少ない資源・エネルギー量で、より多くの付加価値が生み出され、環境負荷の低減と経済の好循環が実現している。気候変動に対する多様な適応策が普及することにより、脱炭素が実現してもなお一定程度は避けられない気温上昇等の気候変動による被害が最小限に止まっている。

○ 「持続可能ないわて」

人口減少が見込まれる中、持続的な発展とゆとりある生活をもたらす優れた環境を守り育て、将来の世代に引き継ぐため、多様な主体によるパートナーシップの下、県民一人ひとりが環境・経済・社会の課題の一体的な向上に向けた取組を実践する。

そこでは、太陽光・風力・水力・地熱・バイオマスや、地中熱・温泉熱など本県の多様で豊富な再生可能エネルギー資源を最大限活用することにより、電気や重油等のエネルギー代金の県外や

海外への流出が削減され、その分、県内の消費や投資に回ることにより、地域内で資金が循環し、持続可能な地域経済が実現している。また、地域資源を生かした持続可能な地域づくりを支える人材が豊富になり、都市と農山漁村が地域資源を補完し合う広域的なネットワークが構築されている。さらに、コンパクトな都市形成と一体となった公共交通ネットワークの形成により、中心市街地が活性化し、徒歩や自転車移動等が増加することで健康寿命が延びるとともに、住宅や施設の既存ストックの有効活用等による持続可能なまちづくりが進んでいる。

こうした本県が目指す将来像は、地域資源を最大限活用し、資源やエネルギー、生態系などの自然の循環の力を利用し、豊かな自然や多様な動植物と共生していくものであり、国の第五次環境基本計画で掲げられている「地域循環共生圏」の考え方と方向性を同じくするものである。

本計画では、この将来像を本県が目指すべき姿（ゴール）として掲げ、そこに至る道筋として、2030年度までに取り組むべき環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向を定める。

（2）施策体系

本県の環境施策が目指す将来像を実現するため、本計画では、今後の環境施策の展開の基本的な方向を踏まえながら、2030年度までに取り組む施策の柱として、本県の環境・経済・社会の複合的課題に対応する「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」と、本県の環境の保全及び創造を支える基本的な施策である「環境分野別施策」の2つの施策領域を設ける。

その際、本県の環境施策が目指す将来像を踏まえ、各施策分野において目指す姿を明らかにした上で、その実現に向けて2030年度までに取り組むべき施策の基本的な考え方を示すとともに、本計画の進捗状況についての全体的な傾向を把握するため、主要な指標として、各施策分野の目指す姿を見据えた施策の全体的な達成状況とその結果としての環境の状況を示す総合的指標を設定する。

○ 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策

本県が直面する環境・経済・社会の複合的課題に対応するため、国の環境基本計画を参考に、「環境×経済」、「環境×農林水産業」など、環境分野を超えて他の分野と連携した以下の3つの施策分野を掲げ、環境・経済・社会を一体的に向上させるための横断的施策の方向を示す。

1 地域資源の活用による環境と経済の好循環

本県の地域資源を最大限活用することにより、環境を良くして経済を発展させ、経済の活性化が環境を改善するという環境と経済の好循環を実現する。

2 自然と共生した持続可能な県土づくり

社会経済活動の基盤として、快適でうるおいのある生活環境と豊かな自然に育まれた歴史・文化が共存し、気候変動に対する強靱性を有した持続可能な県土づくりを進める。

3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現

人々の日常生活に環境行動が広く浸透し、自然とのふれあいを通じた持続可能なライフスタイル・ワークスタイルによる健康で心豊かな暮らしを実現する。

これらの横断的施策には、一見すると環境に関係のないように見える施策もあるが、取組の前提条件や効果をみると、自然環境の恵みや豊かさを活用している、エネルギー・資源の効率的利用につながるなど、環境の保全が前提となるものや環境に良い効果をもたらすものがある。こうした点に「気づき」を得ることも、環境・経済・社会の一体的向上に資するものであり、本計画の役割の一つである。

○ 環境分野別施策

本県の環境の保全及び創造を実現する基本的施策として、以下の5つの施策分野を掲げる。

- 1 気候変動対策
- 2 循環型地域社会の形成
- 3 生物多様性の保全・自然との共生
- 4 環境リスクの管理
- 5 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進

本県の環境施策は、昭和 46(1971)年に制定された旧「岩手県公害防止条例」に基づく水・大気・土壌の汚染・汚濁の防止を主眼とした公害対策から始まり、我が国及び世界の環境問題の変化を受けて、気候変動対策、廃棄物対策、生物多様性の保全、環境教育など、その対象分野を広げ、関係法律や国の計画を踏まえ、また、第2次計画が定める総合的かつ長期的な施策の方向に基づき、各分野における県の計画を策定し、対策を進めてきた。

これらの環境施策は、本県の環境の保全及び創造を支える基本的な施策であると同時に、環境・経済・社会の一体的向上を環境面から実現する基盤となる施策であり、今後も着実に推進していく必要がある。

上記8つの施策分野は、内容として重複する部分もあるが、各分野が課題の因果関係を通じて重なり合うことから、1つの施策の実施がより多くの複合的課題の解決につながる相乗効果(シナジー)が期待される。また、逆に、これらの施策の中には、一見すると両立させることが困難で、1つの施策が別の施策の効果を低減させる二律背反(トレードオフ)の関係にあるとみられるものもある。施策のトレードオフを極力回避し、シナジーを最大限に引き出すためには、各施策の相互関係を踏まえ、他の施策の効果も考慮するなど横断的な視野を持つことにより、複数の課題の一体的な向上を追求することが重要である。

そのため、複数の課題を一体的に解決するというSDGsの考え方を活用し、各施策をSDGsの169のターゲットに関連づけ、個々の施策の行政目的の達成との調和を図りつつ、SDGsの視点から横断的に推進することにより、環境・経済・社会の一体的向上を図り、持続可能な社会の実現を目指していく。